



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *58 和歌山県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則 (総務課)..... 1
- *59 身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則 (障害福祉課)..... 1

○ 告示

- 663 貴志川土地改良区の役員の就退任 (農業農村整備課)..... 4
- 664 保安林の指定 (森林整備課)..... 5
- 665 道路の位置の指定 (都市政策課)..... 5

規 則

和歌山県規則第58号

和歌山県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成30年6月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則
和歌山県個人情報保護条例施行規則(平成15年和歌山県規則第90号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(運用状況の公表) 第33条 略 2 前項の規定による公表事項は、次のとおりとする。 (1) <u>個人情報ファイル簿の件数</u> (2)~(5) 略	(運用状況の公表) 第33条 略 2 前項の規定による公表事項は、次のとおりとする。 (1) <u>個人情報取扱事務の登録件数</u> (2)~(5) 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第59号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成30年6月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則
身体障害者福祉法施行細則(平成5年和歌山県規則第18号)の一部を次のように改正する。
別記第8号様式総括表中「両眼失明」を「両眼視力障害」に、「角膜混濁」を「緑内障」に改め、同様式視覚障害の状況及び所見を次のように改める。

視覚障害の状況及び所見

1 視力

	裸眼視力	矯正視力						
右眼		×	D	⊖	cyl	D	Ax	°
左眼		×	D	⊖	cyl	D	Ax	°

2 視野

ゴールドマン型視野計

(1) 周辺視野の評価 (I / 4)

① 両眼の視野が中心10度以内

	上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計	
右										度 (≦80)
左										度 (≦80)

② 両眼による視野が2分の1以上欠損 (はい・いいえ)

(2) 中心視野の評価 (I / 2)

	上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計	
右									①	度
左									②	度

両眼中心視野角度 (I / 2) ((× 3 + () / 4 = 度)

(①と②のうち大きい方) (①と②のうち小さい方)

または
自動視野計

(1) 周辺視野の評価
両眼開放エスターマンテスト 両眼開放視認点数 点

(2) 中心視野の評価 (10-2プログラム)

右	③	点 (≧26dB)
左	④	点 (≧26dB)

両眼中心視野視認点数 ((× 3 + () / 4 = 点)

(③と④のうち大きい方) (③と④のうち小さい方)

3 現症

	右	左
前眼部		
中間透光体		
眼底		

視野
コピー
貼付

(注) ゴールドマン型視野計を用いた視野図を添付する場合には、どのイソプタが I / 4 の視標によるものか、I / 2 の視標によるものかを明確に区別できるように記載すること。

附 則

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第663号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、貴志川土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成30年6月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 退任した役員（平成30年5月9日退任）

職名	氏 名	住 所
理事	前田佳胤	紀の川市貴志川町前田569番地
理事	前田正博	紀の川市貴志川町前田520番地
理事	南栄成	紀の川市貴志川町神戸732番地1
理事	小西敏己	紀の川市貴志川町井ノ口230番地
理事	岸本寛	紀の川市貴志川町北657番地
理事	松本哲茂	紀の川市貴志川町北1312番地
理事	北山宏明	紀の川市貴志川町丸栖344番地
理事	谷口遼	紀の川市貴志川町丸栖1624番地
理事	山本崇吉	紀の川市貴志川町丸栖568番地
理事	野口道孝	紀の川市桃山町調月1223番地2
理事	吉田光男	紀の川市桃山町調月1263番地
理事	池田秀章	紀の川市桃山町調月1941番地1
監事	中面哲雄	紀の川市貴志川町神戸553番地
監事	山田真司	紀の川市貴志川町北783番地
監事	南的幸	紀の川市貴志川町丸栖1623番地
監事	山下廣晃	紀の川市桃山町調月1875番地

2 就任した役員（平成30年5月10日就任）

職名	氏 名	住 所
理事	中面哲雄	紀の川市貴志川町神戸553番地
理事	前田正博	紀の川市貴志川町前田520番地
理事	南栄成	紀の川市貴志川町神戸732番地1
理事	小西敏己	紀の川市貴志川町井ノ口230番地
理事	岸本寛	紀の川市貴志川町北657番地
理事	松本哲茂	紀の川市貴志川町北1312番地
理事	團栗将人	紀の川市貴志川町丸栖399番地
理事	谷口遼	紀の川市貴志川町丸栖1624番地
理事	山本崇吉	紀の川市貴志川町丸栖568番地
理事	野口道孝	紀の川市桃山町調月1223番地2
理事	吉田光男	紀の川市桃山町調月1263番地
理事	池田秀章	紀の川市桃山町調月1941番地1
監事	田村登志樹	紀の川市貴志川町前田705番地2
監事	山田真司	紀の川市貴志川町北783番地
監事	南的幸	紀の川市貴志川町丸栖1623番地

和歌山県告示第664号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成30年6月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 日高郡日高川町大字山野字山口3067、字渡り瀬3080の2、字大谷口3081の1、3081の2、字赤木3084の2
- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第665号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成30年6月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3423	紀の川市西大井字波分137番の一部、138番の一部、140番3の一部、142番3の一部	岩出市清水364番地の4 有限会社サカエ土地建物 代表取締役 上田栄司	平成 30.5.24	6.00	62.97